

べっぷ「感動・共創・夢」会議設置要綱

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項の規定に基づき、本市の人口ビジョン及び総合戦略等を策定するため、べっぷ「感動・共創・夢」会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項について協議し、市長に意見を提出するものとする。

- (1) 人口ビジョンの策定に係る意見具申及び助言に関すること。
- (2) 総合戦略の策定に係る意見具申及び助言に関すること。
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 会議は、委員30人以内で構成する。

2 委員は、市民及び産業界、行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、メディア等の団体に属する者の中から市長が委嘱又は任命する。

3 委員の任期は、平成28年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 会議に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会議を代表し、会務を統括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、会議に別府市総合政策アドバイザーその他委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くものとする。

3 委員長は、会議をファシリテーターに進行させるものとする。

4 前項のファシリテーターは、委員長が指名するものとする。

(ワーキンググループ)

第6条 市長は、第2条各号に掲げる所掌事項について、実務的な検討等を行うワーキンググループを設置するものとする。

2 ワーキンググループの構成員は、市長が指名する。

3 ワーキンググループに関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

(会議のルール)

第7条 忌憚のない意見を交換し、エッジの効いた総合戦略を作成するため、会議及びワーキンググループにおいて発言する者は、別記会議のルールを遵守しなければならないものとする。

(庶務)

第8条 会議及びワーキンググループに関する事務は、企画部政策推進課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

会議のルール

- 1 課題設定に十分な時間と知力を使うこと。
 - (1) 誤った課題設定は、誤った解決策を導くことに留意する。
 - (2) 解決すべき課題を設定するためには、正確な現状を把握し、戦略の矛先であるターゲット（政策の客体）を明確にする必要があることに留意する。
 - (3) 設定した課題は、会議及びワーキンググループ参加者の共通認識とし、全員が常に意識の片隅に置いて議論できるよう工夫しなければならない。

- 2 発言内容及び発言者自身について批判をしないこと。
 - (1) 会議及びワーキンググループの参加者は皆対等であり、社会的地位や立場あるいは個人的感情等で他者を批判することは許されないことに留意する。
 - (2) 全ての参加者が発言しやすい雰囲気づくりに、知恵を絞るよう努める。

- 3 より多くのアイデア（発言）を引き出すこと。
 - (1) 新しいアイデアは、他者のアイデアを傾聴することから始まることに留意する。
 - (2) 多量のアイデアが良質のアイデアを生むことにかんがみ、多くのアイデアを出し合い、良いアイデアを考えやすくさせなければならない。
 - (3) 自由奔放なアイデアを大切にし、参加者全員が発言しやすい雰囲気づくりに努める。

- 4 その他必要な事項については、委員長が別に定めるものとする。